みんなでささえる介護保険

～皆さんの保険料は貴重な財源です～

介護保険制度とは

住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように高齢者の介護を社会全体で支えていこうというしくみで、運営主体（保険者）は市区町村です。

年額保険料のお知らせ

65 歳以上のかたの令和 3 年度介護保険料は、4 月 1 日現在の世帯の市区町村民税課税状況や本人の所得などに応じて決定し、7 月中旬に納付通知書などでお知らせします。

介護保険の財源の内訳

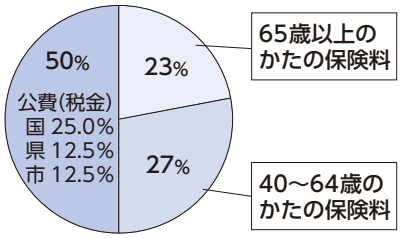

65 歳以上のかた（第 1 号被保険者）の介護保険料

所得段階	市民税課税状況	対象者（前年の所得状況等）	保険料調整率	保険料（年額）
第 1 段階	世帯非課税・本人非課税	●生活保護受給者　●老齢福祉年金※1 受給者 ●合計所得金額※2 と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0.30	17,700 円
第 2 段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下	0.45	26,500 円
第 3 段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える	0.70	41,300 円
第 4 段階	世帯課税・本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0.90	53,100 円
第 5 段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	基準額※3	59,000 円
第 6 段階	本人課税	合計所得金額が 120 万円未満	1.20	70,800 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 165 万円未満	1.35	79,600 円
第 8 段階		合計所得金額が 165 万円以上 210 万円未満	1.40	82,600 円
第 9 段階		合計所得金額が 210 万円以上 265 万円未満	1.60	94,400 円
第10段階		合計所得金額が 265 万円以上 320 万円未満	1.65	97,300 円
第11段階		合計所得金額が 320 万円以上 360 万円未満	1.75	103,200 円
第12段階		合計所得金額が 360 万円以上 400 万円未満	1.80	106,200 円
第13段階		合計所得金額が 400 万円以上 450 万円未満	1.85	109,100 円
第14段階		合計所得金額が 450 万円以上 500 万円未満	1.90	112,100 円
第15段階		合計所得金額が 500 万円以上 550 万円未満	1.95	115,000 円
第16段階		合計所得金額が 550 万円以上 600 万円未満	2.05	120,900 円
第17段階		合計所得金額が 600 万円以上	2.15	126,800 円

※1　老齢福祉年金　明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれたかた、または大正 5 年（1916 年）4 月 1 日以前に生まれたかたで一定の要件を満たしているかたが受けている年金です。

※2　合計所得金額　収入額から必要経費に相当する額を控除した額のことで、扶養控除や医療費控除などを控除する前の額です。第 1 ～ 5 段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除し、合計所得金額に給与所得がある場合、給与所得から 10 万円を控除した額を用います。第 6 段階以上で合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計から 10 万円を控除した額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

※3　基準額　月額基準額 4,918 円× 12 か月（100 円未満切り捨て）

介護保険料の納め方

	対　象　者	納　め　方	納　　期
特別徴収	●老齢基礎年金等で、受給額が年額 18 万円以上のかた	年金から天引き	年金の支払い日
普通徴収	●老齢基礎年金等で、受給額が年額 18 万円未満のかた（未受給のかたも含む） ●年度途中に年金受給者になったかた ●年度途中に 65 歳になったかた ●年度途中に他市区町村から転入したかた	納付書による納付または口座振替	7 月から翌年 2 月の月末（年 8 回） ※ 12 月のみ 25 日 ※納期限が土・日・祝日の場合は翌営業日

※年金天引きの保険料は年 6 回（偶数月）の支払いとなりますが、そのうちの 4 月分と 6 月分は前年度 2 月分の保険料額で算定しています。

普通徴収の場合は、便利な口座振替をおすすめします

申込方法　次の取扱金融機関の窓口または市役所でお申し込みください。

取扱金融機関　埼玉りそな銀行、南彩農業協同組合、埼玉縣信用金庫、足利銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、三菱 UFJ 銀行、中央労働金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行の各本・支店

持っていくもの　白岡市口座振替依頼書兼廃止届出書（自動払込利用申込書）、介護保険料納付通知書、通帳、印鑑（認印及び通帳届出印）、窓口にお越しになるかたの身分証明書

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

7 月中旬に送付する納付通知書で要件をご確認ください。

介護保険料を滞納すると

● 1 年以上滞納した場合
介護サービス費用は全額自己負担となり、申請により、保険給付部分が払い戻されます。

● 1 年 6 か月以上滞納した場合
介護サービス費用は全額自己負担となり、保険給付費の一部または全部が一時的に差し止められます。
さらに滞納が続くと、差し止められた保険給付費から滞納分の保険料が差し引かれます。

● 2 年以上滞納した場合
2 年以上滞納した分の保険料は遡って納められなくなり、滞納期間に応じてサービス費用の自己負担が引き上げられます。
また、一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられなくなります。

納期限内の納付をお願いします。

問合せ　高齢介護課　介護保険管理担当　内線 176・177・179